

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

世帯 100 万円 (子育て世帯は+100 万円/人を加算)、単身 60 万円

移住支援金を申請される方は 産業振興課にご相談ください。

産業振興課： 窓口 94 番 (本庁舎 9 階) 電話 0586-28-9132

※対象者数の把握、円滑な支給事務のため
住民登録時点で申請見込みの方を確認さ
せていただいております。

移住支援金の申請を予定されている方は、
転入後ご連絡ください。



移住支援金の対象 次の①、②の両方に該当する方

①次のいずれかの方

- ・直近 10 年間のうち直近 1 年間を含む通算 5 年以上、東京 23 区に在住していた方
- ・直近 10 年間のうち直近 1 年間を含む通算 5 年以上、連続して東京圏^{※1}(条件不利地域^{※2}を除く)に在住し、かつ、東京 23 区に通勤^{※3}していた方

②次のいずれかにより市内に移住した方

- ・都道府県が作成のマッチングサイトに掲載された移住支援金の対象の求人に新規就業した 50 歳以下の方、またはプロフェッショナル人材事業もしくは先導的人材マッチング事業を利用した方
- ・「あいちスタートアップ創業支援事業」による起業支援金の交付決定を受けた方
- ・テレワークにより移住元の業務を引き続き行う方

※1 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本田市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※3 通勤

雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

▶ 移住支援金の詳細は愛知県または一宮市のウェブサイトでご案内しております。

移住支援金に関するお問合せ先は

愛知県労働局就業促進課(電話 052-954-6366)

または 一宮市産業振興課 (本庁舎 9 階 電話 0586-28-9132)

移住支援金の支給申請手続きのご案内

1 申請に必要な書類（要件などの確認のために、他にも書類の提出をお願いする場合があります）

次のA、B及びCの書類を提出してください。

A すべての申請者が提出する書類

- ◆ 一宮市移住促進支援補助金交付申請書（様式1）・・・運転免許証、マイナンバーカード等を窓口でご提示いただき、本人確認をさせていただきます。
- ◆ 誓約事項（様式1別紙1）
- ◆ 住民票（世帯全員）の写し・・・一宮市が発行
- ◆ 住民票の除票（世帯全員）の写し・・・移住直前に居住していた自治体が発行※1

※1 引越し等で直近の連続5年間以上の在住が確認できない場合は、直近1年間を含む通算5年以上在住していたことが確認できる別の資料（「戸籍の附票の写し」や、移住直前に居住していた市区町村以前に居住していた市区町村が発行する「住民票の除票」の写しなど）をご提出ください。

B 申請者の移住の区分に応じて、全員が提出する書類

就業者として移住	◆就業証明書（様式2-1） ◆雇用保険被保険者証のコピー、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）のコピー ◆労働条件通知書のコピー
テレワークによる移住	◆就業証明書（様式2-2） ◆雇用保険被保険者証のコピー、または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）のコピー ◆労働条件通知書のコピー
起業による移住	◆起業支援金交付決定通知書のコピー

C 申請者の移住前の状況に応じて提出する書類

・東京23区に在住であった方は、追加の書類はありません。

東京23区に被雇用者として通勤	◆退職証明書（様式1別紙4）※2
東京23区に経営者として通勤	◆廃業したことを証明する書類※3、または起業により移住する方で廃業しない方はそれを証明する書類※4

※2 申請書の「在勤履歴」欄に記載するすべての勤務先のものを提出してください。

※3 【個人事業者の場合】廃業届または廃業届出済証明書
【法人の場合】会社を解散した旨の記載がある登記事項証明書

※4 【個人事業者の場合】開業届、納税証明書、直近3か月前までの事業活動がわかる書類の3点
【法人の場合】登記事項証明書

2 申請受付期間 ※転入日・移住後の状況に応じて申請受付期間が異なりますのでご注意ください。

【愛知県内で就業(テレワークを含む)した場合】

転入日から1年以内に申請してください。

【愛知県内で起業した場合】

次のアまたはイのいずれか該当する期間内に申請してください。

ア 転入後に起業支援金の交付決定を受けた場合は、交付決定日以後であり、かつ、転入日から1年以内

イ 起業支援金の交付決定を受けた後に転入した場合は、交付決定日から1年以内であり、かつ、転入日から1年以内